

○厚木市個人情報保護審査会条例

令和 4 年12月23日

条例第20号

(設置)

第 1 条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第 1 項の規定に基づき、厚木市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第 3 項において準用する同条第 1 項又は厚木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年厚木市条例第18号。以下「議会条例」という。）第48条第 1 項の規定による諮問（以下「審査請求に係る諮問」という。）に関する事項

(2) 厚木市個人情報保護条例（令和 4 年厚木市条例第19号。以下「条例」という。）第16条又は議会条例第48条第 3 項の規定による諮問に関する事項
(組織)

第 3 条 審査会の委員は、5 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民
(2) 個人情報の保護に関する制度に関し、優れた識見を有する者
(委員)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
(会長等)

第 5 条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審査会は、審査請求に係る諮問に関する事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る諮問をした実施機関（条例第2条第2項第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 前項の規定は、議会が審査請求に係る諮問をした場合について準用する。

この場合において、同項中「実施機関（条例第2条第2項第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。））」とあるのは「議会」と、「法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項」とあるのは「議会条例第20条第5号ア、第37条第1項又は第45条第1項」と、「法第60条第1項」とあるのは「議会条例第2条第4項」と、次条中「法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法」とあるのは「行政不服審査法」と読み替えるものとする。

3 審査請求に係る諮問をした実施機関又は議会（以下「諮問実施機関等」という。）は、審査会から第1項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第9条 審査会は、前条第4項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面（以下「資料等」という。）の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。））にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問実施機関等をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る

資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(準用)

第11条 第8条及び第9条の規定は、第7条第6項の規定により部会の議決をもって審査会の議決とする場合について準用する。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、個人情報保護主管課で処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第14条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号。以下「旧条例」という。）第41条第1項の規定により市に設置された審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日に第3条の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際、現に旧審査会の会長である者又はその職務を代理す

る委員である者は、第5条の規定にかかわらず、それぞれ、施行日に同条の規定により審査会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際、現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第41条第7項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行日以後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行日前に旧条例第40条第1項又は第49条第3項の規定に基づく諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。この場合において、審査会は、旧審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 6 この条例の施行日前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。
(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 9 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略